田辺市周辺衛生施設組合公告式条例

制　定　昭和52年１月18日　条例第３号
改　正　平成５年９月１日　条例第３号
改　正　平成11年11月２日　条例第１号
改　正　平成16年９月30日　条例第１号
改　正　平成17年４月28日　条例第１号
改　正　平成29年３月１日　条例第５号
改　正　令和６年11月25日　条例第１号

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条第４項（同条第５項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第２条　条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

２　条例の公布は、次の掲示場に掲示して行う。

田辺市役所掲示場　　田辺市東山一丁目５番１号
みなべ町役場掲示場　　日高郡みなべ町芝742番地

（規則及び規程に関する準用）

第３条　前条の規定は、組合の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものに準用する。

（施行期日の特例）

第４条　組合の規則並びにその機関の定める規則その他の規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成５年９月１日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年11月２日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年９月30日条例第１号）

この条例は、平成16年10月１日から施行する。

附　則（平成17年４月28日条例第１号）

この条例は、平成17年５月１日から施行する。

附　則（平成29年３月１日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年11月25日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。